

## 高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和4年3月10日（木）
- 3 開催方法 テレビ会議システムその他の接続機器を用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人  
随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)	時間
	13:30 ~ 16:00
10日 (木)	最高裁判所長官挨拶 全体協議

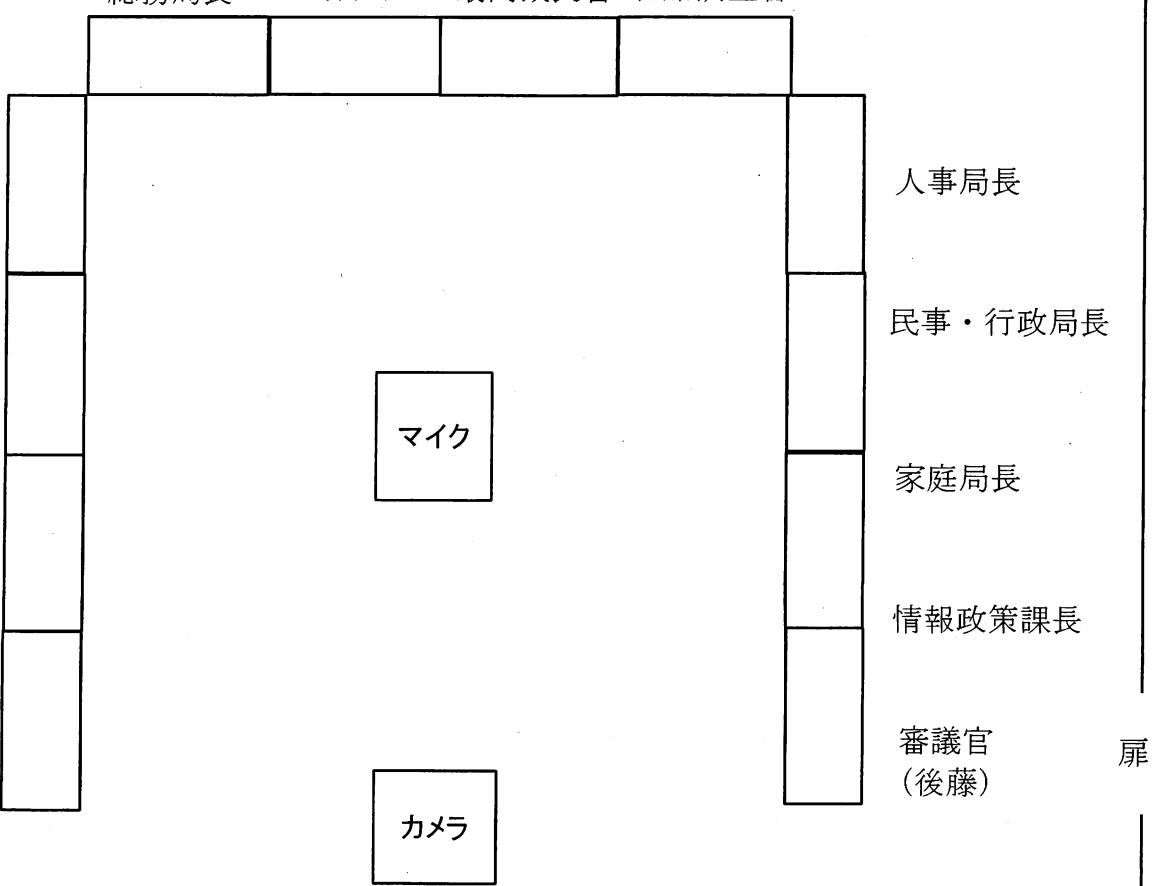
# 高等裁判所長官事務打合せ席図

令和4年3月10日（木）  
最高裁判所中会議室

裁判所調査官	経理局主計課長	人事局参事官	人事局任用課長	
総務局第三課長	総務局第二課長	総務局参事官	総務局参事官	情報政策課室長
				扉
家庭局第一課長	行政局第一課長	刑事局第一課長	民事局第一課長	
経理局総務課長	人事局総務課長	総務局参事官	総務局第一課長	

窓

総務局長 事務総長 最高裁長官 首席調査官



高裁長官事務打合せ 全体協議について  
(令和4年3月10日開催)

1 開議

2 長官挨拶

3 所管事項説明

4 協議（120分）

- ・部の機能の活性化に関する議論の到達点と今後について
- ・デジタル化の進展に向けた検討状況について